

きずな

2012年 4月12日

NO 879

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (TEL 62-6200)

井原市には15項目の「井原市福祉基金助成事業」があります。平成24年度は、⑫の「人工透析患者の通院交通費等の助成」欄が一部変更(赤字)されました。この欄の拡充は、日本共産党の森本ふみお議員が市議会の一般質問で提案し、平成24年度から実現したものです。助成の内容は次のとおりです。

お問い合わせ先 TEL62-9518(社会福祉事務所) TEL72-0110(芳井市民福祉係) TEL87-3112(美星市民福祉)

井原市福祉基金助成事業

助成事業の種類	助成対象事業および対象者	助成対象経費	助成額
①技術取得・社会参加促進費助成	本市に住所を有する次の各号に掲げる者で、就業等のための技術習得を目的に、職業センター又は専門学校に入学することにより就業若しくは自立更正が見込まれる者。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	入校に要する経費	50,000円
②心身障害者扶養共済制度加入保険料助成	本市に住所を有する心身障害者の保護者で、この制度の保険料を納付している者。ただし、付加給付保険料を除く。	加入保険料に要する経費の1/3の額	
③住宅設備改良費助成	本市に住所を有する者で、次の各号に掲げる者(介護保険等の住宅改造助成を既に受け、あるいは受けることができる者を除く)の生活しやすいように住宅設備の改善を行う場合(市県民税が課税されていない世帯に限る。) (1) 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 (2) 療育手帳Aの交付を受けている者 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 (4) 前3号に掲げる者を介護している者 (5) 65歳以上の高齢者を含む世帯に属する者	住宅設備改良に要する経費の2/3の額(玄関、浴室、便所、炊事場等の改良で、障害の克服を目的としたものに限る。介護保険制度の住宅改修に準ずる。)	200,000円以内
④心身障害者祝金	本市に1年以上住所を有する者で、次の各号に掲げる者が結婚(初婚に限る。)した場合又は20歳になったとき。 (1) 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 (2) 療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		結婚祝金 (1人)50,000円 成人祝金 (1人)20,000円
⑤はり、きゅうマッサージ施術費助成	本市に住所を有する者で、次の各号に掲げる者があん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項に定めるあん摩、マッサージ師の免許を有する市内の施術所において施術を受けた場合。 (1) 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 (2) 療育手帳Aの交付を受けている者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者 (4) 65歳以上の者(市県民税が課税されていない者に限る)	はり、きゅう、マッサージ施術券の支給(1回当たりの施術に1枚とする)	2,000円券 年24枚
⑥ファックス使用料金の助成	本市に住所を有する者で、身体障害者手帳1～3級の手帳の交付を受けている聴覚、音声又は言語機能障害者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者。	ファックス使用料金の額	月額基本料金相当額
⑦福祉ボランティアグループの育成および活動費の助成	障害者(児)、高齢者、母子(父子)家庭、養護施設入所者(児)の自立と社会参加を促進する福祉ボランティアグループ(5人以上)の育成及び継続して行う福祉ボランティア活動の実施に要する経費の一部を助成する。	組織発足に伴う経費(初年度に限る) 活動に必要な資材、交通費及びボランティア保険料等市長が特に必要と認めた経費	30,000円 年30,000円以内
⑧緊急援護金の給付	市長が緊急援護の必要があると認めた者で、その援護が公的扶助等の対象となれない場合	市長が緊急援護の必要があると認める経費	市長が必要と認める額

読者ニュース「きずな」に対するご意見や情報をしんぶん赤旗の配達・集金者にどしどしお寄せください。

助成事業の種類	助成対象事業及び対象者	助成対象経費	助成額
<p>◎施設通所者(児)の交通費の助成</p>	<p>本市に住所を有する者で、特別支援学校又は福祉施設におおむね週1回以上継続して通学若しくは通所する知的障害者(児)、精神障害者又は身体障害者若しくはその親族であって、次の各号に該当する場合。 (1)通常助成金 公共の交通機関又は自家用車を利用して、通学又は通所している場合 (2)緊急助成金 親族の病気等の事由により長期的に送迎が困難になった場合、その送迎に係る交通費</p>	<p>通学若しくは通所に必要な交通費又はガソリン代(特別支援学校に寄宿し、かつ、毎週末に帰宅する場合を含む。)</p>	<p>(1)通常助成金 ・定期乗車券購入に要した自己負担額の1/2 ・ガソリン代 月額4,000円以内 (2)緊急助成金 ・送迎に要した経費の9/10 40,000円以内 (1ヵ月に限る)</p>
<p>⑩紙おしめの助成</p>	<p>本市に住所を有する在宅で常時おしめを使用している者で、次の各号に掲げる者(井原市地域生活支援事業実施要綱(平成18年井原市告示第107号)に定める紙おむつの給付又は井原市在宅重度要介護者介護用品支給事業実施要綱(平成17年井原市告示第8号)により介護用品の支給を受けることができる者を除く。) (1)40歳以上の者 (2)身体障害者手帳の交付を受けている者 (3)療育手帳の交付を受けている者 (4)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p>	<p>紙おしめ(利用券)の支給(尿とりパットを含む)</p> 	<p>市県民税が課税されている世帯 1,000円券 年20枚 その他の世帯 1,000円券 年40枚</p>
<p>⑪福祉タクシー料金、福祉バス料金の助成</p>	<p>本市に住所を有する在宅の低所得者(所得税が課税されていない者)で、次の各号に掲げる者 (1)身体障害者手帳1~2級の交付を受けている者 (2)療育手帳の交付を受けている者 (3)精神障害者保健福祉手帳1~2級の交付を受けている者 (4)県が定める特定疾患患者 (5)人工透析を受けている腎疾患患者(人工透析患者の通院交通費助成を受けている者を除く。) (6)小児慢性特定疾患患者 (7)交通手段を有しない65歳以上の高齢者で、定期的に医療機関へ通院することが必要かつその通院費の助成が必要と認められる者(おおむね週1回以上、病院又は診療所等の医療機関で療養を必要とする者(その事実を明らかにする資料の添付を要する。))</p>	 <p>一乗車につき タクシー基本料金(大型を除く。) 又はバス基本料金(最低運賃)のいずれか</p>	<p>タクシー基本料金(大型を除く。)の乗車券 月8枚 バス最低運賃乗車券 月8枚</p>
<p>⑫人工透析患者の通院交通費等の助成</p>	<p>本市に住所を有する人工透析を受けている腎臓疾患患者(福祉タクシー料金又は福祉バス料金の助成を受けている者を除く。)で、次の各号のいずれかに該当する者 (1)通院により人工透析を受けている低所得者(市県民税が課税されていない者) (2)在宅血液透析を行っている者</p>	<p>(1)通院に必要な交通費 (2)在宅血液透析に必要な上下水道料金・電気料金</p>	<p>月額4,000円</p>
<p>⑬先進医療費自己負担金の助成</p>	<p>本市に1年以上住所を有する人で、先進医療を受けた者</p>	<p>自己負担金に要する経費の1/10の額</p>	<p>1回 300,000円以内</p>
<p>⑭理容サービス利用料金の助成</p>	<p>市内に住所を有する者で、井原市在宅介護激励金の支給対象の被介護者</p>	<p>理容サービス利用券の支給(1回のサービスにつき1枚とし、2ヵ月で1枚とする。)</p>	<p>1,500円券 年6枚</p>
<p>⑮元気地域事業の助成</p>	<p>地域の高齢者又は一者暮らしの者が、集会所又は公民館に集い、交流や社会参加又はボランティア活動を行うグループ(10人以上の会員で構成)</p>	<p>活動に必要な資材、交通費及び保険料等市長が必要と認められた経費(備品及び他への助成金は除く。)の1/2の額及び基本額</p>	<p>基本額 10,000円 事業費 20,000円以内</p>